

# 第3章 放課後・休日活動における 障害児の成長・発達

1. 障害のある子どもの放課後と発達  
—— 障害児の放課後・休日活動の在り方 ——
2. 保護者から  
—— 余暇支援の拡充を ——
3. 障害児の放課後・休日活動を充実させるために  
—— 本人・保護者の願いを踏まえて ——

---

# 1. 障害のある子どもの放課後と発達 —— 障害児の放課後・休日活動の在り方 ——

東京学芸大学准教授 奥住 秀之

障害のある子どもの就学前の生活・活動の場は、大きく見れば、家庭と通園施設あるいは保育園などの2ヶ所です。これが学齢期に入ると、家庭、学校だけでなく、「第3の場」ともいわれる「放課後」がこれに加わります。

この放課後は、障害のあるなしにかかわらず、子どもの成長・発達にとってたいへん重要な意味を持っています。

たとえば、なかま集団の年齢をみてみましょう。子どもが集団的活動を通して成長発達することは言うまでもありませんが、学校での中心的集団は同年齢のなかまです。もちろん、他学年（あるいは他学部）との交流もありますが、それは活動の中心になっているところは決して多くはないでしょう。

一方、放課後はどうでしょうか。同年齢ももちろんありますが、さまざまな年齢（学年）のなかまとやり取りが中心になっています。そこには、学校にはない新たななかま集団の活動があります。学校とはちょっと似ているけれども異なる集団、通っている学校も、あるいは障害の種別も違う子どもも、あるいは活動によっては障害がある子もいればない子もいるという点でも、新たななかま集団を組めるチャンスがあるところに価値があるのでしょう。

時間と内容の制約という視点も重要です。学校には、教育課程や指導目標などがあります。これらの意義は言うまでもありませんが、しかし、そのためにやむを得ず制約を受けることも少なくありません。学校教育として行わなければならないことが山ほどあり、また、どうしても時間で活動を区切ります。そうした制約の中での活動を通して子どもが成長発達することもまた事実ですが、場合によっては、やり切ったという達成感のないまま次の活動に移ってしまうことも少なくないのではないでしょうか。こうした中で、放課後は、学校よりも制約の少ない形で活動を組めるという利点があるのではないかと思います。

このように、ほんの少し挙げただけでも、学校と放課後は、大人（教師あるいは指導員）を介する子ども集団の活動という点ではよく類似していますが、その集団のありよう、あるいは内容や時間など、大きく異なることが多いのです。こうした2つの異なる集団的活動を通じて、学齢期の子どもは成長発達してゆくのです。

\* \* \*

子どもにとっての放課後の活動のねうちは言うまでもありませんが、家族にとっても放課後には大切な意義があります。たとえば、学校の先生とは違った観点で子どもを見てくれる指導員がいます。学校の先生にはちょっと相談しにくいなというようなことも、指導員には肩ひじ張らずに相談できるかもしれません。また、放課後という場を介して、新たな保護者集団が組織されるかもしれません。

働いている保護者から見れば、夕方まで日々の生活をつくってくれている学童保育のような放課後は、就労保障という意味でなくてはならない存在でしょう。また、また毎日の就労では

---

ないにしても、できるだけ夕方までは直接の子育てから離れていたいという保護者にとっても貴重な時間となることでしょう。子どもが放課後の活動を行っている間に、保護者もまた自分らしく働いたり、生活したりする重要な時間をつくりだしているといえるのではないでしょか。

保護者は、子どもにとっての一番身近な「支援者」であることは、確かに間違ひありません。ですが、その一番身近な「支援者」は、あるときは直接の「支援」から離れて自分を取り戻したいとねがっていることも少なくないでしょう。保護者にとっての「自分の」時間が子育ての意欲を形成し、それによって子どもが変わっていく。そして、子どもが変わることで、また家庭も保護者も変わる。このような連続性が、子どもの丸ごとの発達のために、どれだけ重要だろうと思うのです。

\* \* \*

障害のある子の放課後の活動の場は、2007年度に導入された「放課後子どもプラン」によって、大きく広がる可能性が出てきました。また、2009年度以降展開される可能性のある新たな枠組みの「児童デイ」も、そうした方向性に拍車をかけることは間違ひないでしょう。この点では、障害のある子どもの放課後が大きく前進しつつあることを感じます。

ですが、一方で、障害のある子どもの利用できる放課後活動には大きな地域間格差があり、また、年齢や障害の状態によって参加の制約があることも事実です。

子どもと保護者のニーズは実に「多様」です。そしてこの「多様さ」こそ特別支援教育の中心的テーマでもあります。「一人一人のニーズに応じた」というスローガンは、狭い範囲の学校教育にとどまることなく、放課後活動にまで当然展開されしかるべきではないでしょうか。

障害のない子との活動を希望する子どももいれば、類似するコミュニケーション手段や発達段階の集団を望む子どももいることでしょう。活動の場を通っている学校とは別にしたい子どももいれば、学校と同じ場のほうが生き生きできる子どももいることでしょう。子どもの実態やニーズに合わせた「幅広い選択肢」があることが、特別支援教育時代における、安心して利用でき、豊かな成長発達を保障する放課後として大切なことなのではないでしょうか。

もちろん、その選択は、保護者だけが負う狭い意味での自己決定と自己責任では決してありません。子どもを中心に置いて保護者を含む支援者がともに考え、ともに導き出すものだと思います。もし選択がうまくいかなかったとしても、再びともに考えればよいのです。放課後についても、まさに「点ではなく線の支援」を考えていく必要があるのではないかと思う。

\* \* \*

特別支援教育時代に入り、放課後と学校との連携関係がますます求められるようになりました。学校であったこと、放課後であったことを上手に伝い合える関係の構築が求められています。そういう意味では、支援ツールである「個別の教育支援計画」の活用は重要です。新しい学習指導要領では、特別支援学校については義務的作成が求められるようになるでしょうし、小・中学校等についても必要に応じて作成することが「総則」に明記されています。

さて、これを教員が単独で作成してしまうことは簡単です。ですが、計画は作成が目的ではありません。それが有効に活用されて初めて意味を持つものです。その点で、学校と放課後がこの支援ツールを共有するところから始めるのはどうでしょうか。支援ツールをはさんで、学校、放課後、そして保護者が、子どもを中心において議論する。きっと、これまでとは違った新たな子ども像や支援の方向性が現われてくるのではないかと思います。

---

## 2. 保護者から ——余暇支援の拡充を——

東京都立高島特別支援学校PTA 金親 恵美子

障害児の望ましい放課後・休日活動の在り方についてということであるが、そもそも障害児が健常と言われる子どもたちと比べ特別なニーズを抱えることを考えれば、余暇については学校教育と同じくらいの比重でその支援の必要性を考えて欲しいと思う。

幼児期においては幼児教室などのように市区町村が実施して負担金も少なく、集いの場や療育、相談という場所が確保されている。それが学校に上がると障害児対応は学校教育に集約され、長期休暇、放課後、休日の過ごし方は保護者にすべてかかってき、本人主体の余暇活動は、障害が重ければ重いほど確保されることが難しい状況である。まして中学生になったら、自立して人生を歩むための準備期間に移行していくこととなり、学校以外はすべて保護者が丸抱えでは、特別なニーズを持ち専門的な支援を必要とする人の成長においては少なからず弊害が出てくると思う。そこで本人を中心に据えて担任の先生、支援機関、保護者などで話し合いをし、本人主体のニーズを掘り起こし、大人になっていくための手助けをしてあげるべきではないであろうか。つまり余暇のみならず24時間、1週間、1ヶ月、1年の生活全般を見通して、社会を構成する一員として成長するために必要な支援を考えるべきではないか。生育過程が人生の大事な土台となるというのは言うまでもないが、現状はその大事な過程における生活、適切な医療機関にかかること、余暇活動、療育をマネジメントすることが保護者の肩に重くのしかかっており、その間のつまずきが二次障害を引き起こし、親子共々で長い間苦しむことになるケースが多々存在している。

さらに支援のためのサービスは絶対的に不足しており、また情報も整備されておらず支援を得ることは現状では満足できる状況からは程遠い。そのため私自身は自分が子どもを支えることができなくなった場合の替わりを得ることの困難さを感じ、子どもの生活が根底からくずれてしまうであろうという恐怖と不安を抱え、綱渡りの気持ちで日々を過している。保護者も参画した支援会議は自分たちだけでは重すぎる課題を共有してくれる支援者と共に歩んで行けるということとなり、ひいては保護者支援にもつながると思う。

このような支援会議の中で余暇についても本人主体に個別に考え、資源に結び付けていければよいのではないか。しかし余暇支援の資源が圧倒的に不足していることは言わずもがなである。個別の支援会議を通して多くの人に共通するニーズを整理し、必要な資源を構築していくにつなげていくことができるのではないだろうか。

# 3. 障害児の放課後・休日活動を充実させるために

## ——本人・保護者の願いを踏まえて——

竹早教員保育士養成所学生部長 渡辺 和弘

### 1. 放課後子ども教室

放課後子ども教室で、障害児の受け入れが不十分である最大の理由は、安全管理員等の「体制」がとれないことである。障害児に対応するためには、子どもによっては一対一で対応することが必要である場合もある。それだけの体制を整え、その安全管理員等の方々に長く定着していただくことが重要である。障害児対応には、研修や巡回相談等も大切であるが、それ以上に定着による継続の対応が大切である。安全管理員等の方々が様々な事情で交代しても、それを見越した体制を整えることで、障害児への対応の継続が図られる。

安全管理員等の時給も改訂され、自治体が高い単価を設定しても、多くの数の体制をとっても、国はそれに応じてその3分の1の助成をする。放課後児童クラブの障害児加配のようなわかりやすい仕組みが放課後子ども教室にはないので、各自治体が、放課後子どもプランの重要性を認識してこの体制を整え、障害児の参加を拡充する努力が必要である。

### 2. 放課後児童クラブ

放課後子どもプランで障害児を受け入れているのは、多くの場合体制が整えられている放課後子どもクラブである。これと放課後子ども教室との連携で、障害児も多くの健常児と交流して活動している。

ただ、特別支援学校の子どもたちは、これにほとんど参加できていない現状がある。特別支援学級の子どもたちでも各市町村の障害児受け入れ枠により参加できていない場合も多い。また、親の就労の有無や小3までの年齢制限の問題もある。その中でも、放課後児童クラブにおける障害児の受け入れは年々増加しており、さらなる拡充を期待したい。

### 3. 児童デイサービスの新たな枠組み

以上のことから、障害児のニーズに応える児童デイサービスの新たな枠組みの推進にも大いに期待したい。社会保障審議会では「子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものは、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施することとすべきである。」としている。

この「子どもの発達に必要な訓練や指導」とは何か。学校教育ではない。学校でもない家庭でもない第3の場の仲間と指導員と共に活動し、放課後・休日の地域での生活に主体的に取り組む中で、成長・発達が促進されるのである。この第3章には、そのことが述べられている。以下に、本人・保護者の願いを踏まえた、放課後支援について紹介する。

#### 4. 東京都知的障害者育成会教育部会「こんな放課後支援がほしい」

—「東京手をつなぐ親たち」(平成20年10月20日)から—

障害のある子の地域生活

### こんな放課後支援がほしい！

東京都知的障害者育成会教育部会

障害のある子ども達にとって、いろいろな人とかかわり、たくさんの経験を積むことのできる地域生活は、まさに育ちの場となっています。社会の理解が少しづつ進み、育つ環境も改善されてきてはいますが、それはやはりほんの少しづつあって、本人や家族にとって決して十分なものとは言えません。全員就学を願っていた頃には考えられなかったことかもしれません、障害のある子どもに至っても余暇・放課後がいかに大切であるかということを、今は声を大にして訴えていく時なのかもしれません。

平成19年度より、文部科学省・厚生労働省が連携して、全児童対策としての「放課後子どもプラン」が実施されました。これにより小学生は、それまで保護者の就労などが条件であった『放課後児童クラブ（学童クラブ）』だけでなく、それ以外の子にも『放課後子ども教室』として居場所が確保されつつあります。東京都では、すでに7割以上、実施されているようです。しかし、障害のある子ども達には、そのプランの中に入していくことがなかなか難しい現状があります。

教育部会では、今年度のテーマを「障害のある子の余暇・放課後支援の在り方」として、都内各地で展開されている活動の実践例を、数回にわたり本誌に報告してきました。また、6月に行われた「大研修会」でも同じテーマでシンポジウムが行われ、余暇・放課後支援の在り方について、真剣に考えるべき入口によるやく立てたことを実感しています。

企画委員会では、それらの事例を通し、子ども達が安心して豊かな放課後を過ごすため求められる支援について話し合い、考えをまとめました。特別支援教育が「一人一人のニーズに応じた」がキーワードであるように、放課後も同様であり、端的に言えば「選択肢がある」ということに尽きるかと思われます。

健常児と一緒に過ごすのか、障害のある仲間とのんびり過ごすのかも、決して二者択一ではなく、子どもに合わせ、またその子の状態や生活リズムに合わせて融通のきく選択が望られます。そのためには①放課後子どもプランにおいて、居住地の「放課後子ども教室」に特別支援学級・学校を問わず受入れがあること、②障害者自立支援法の福祉制度における補助金等の充実（従来のサービスを下げる）、③特別支援学校を拠点にした地域に開かれた放課後子どもプランの展開が必要です。そして、いずれにおいても④障害を理解し、専門性をもって対応でき、信頼できる職員がいることと、そのための⑤職員やボランティアの養成や研修、専門家による巡回指導が大切です。また、特別支援教育との連携において⑥「個別の教育支援計画」の活用が適切な支援に役立ちます。さらに、⑦学童クラブが担ってきた保護者の就労保障と同時に⑧就労していない保護者への支援もとても大切です。⑨医療的ケアのある子への配慮も今後の課題です。

たいへん贅沢な理想を掲げているように思われるかもしれませんが、障害のある子ども

達にとって、健常の子と同様に、学校や家庭以外の場で過ごす地域生活はとても大切であり、また、将来の自立にも繋がるものと考えられます。学校教育がそうであるように、これからは放課後の場も、障害の種類や程度、居住地による格差、経済的な違い、家庭的な環境の違いにかかわらず、どの子にもニーズに応じて地域全体で支援していくようになっていかなければなりません。そのためには、私たち保護者も皆、少しづつ、できる範囲で努力と時間の提供と経済的な負担を惜しまないことと、何よりも地域とのコミュニケーションを十分にとることが大切ではないでしょうか。



## 第4章 まとめ

# 第4章 | まとめ

## —— 障害児の放課後・休日活動促進の在り方 ——

### 1. 放課後子どもプランへの障害児の参加

これまで、障害児の参加する放課後子どもプランの実施事例から、その現状と課題を見てきた。これを踏まえ、まずその主な事例から課題の内容を概括し、次に障害児の放課後・休日活動促進の在り方に関する今後の方向を探る。

#### (1) 世田谷区

最大の課題は、学校の意識改革の必要性であったという。子どもが放課後も学校に残ることの抵抗感があり、BOPがスムースに定着するのに数年かかった。今では実績を重ね、放課後児童クラブの対象以外の多くの小学生にとっても放課後・休日活動の大切な場になっている。

しかし、特別支援学級の児童には利用制限がある。新BOP（学童クラブ）では所定の基準で受け入れており、私たちが視察した夏期休業中は特別支援学級の児童の割合が多く感じられた。しかし、BOP（放課後子ども教室）では、週1～3回の参加に制限されている。

その主な理由は、安全管理員（ボランティア）の確保が難しく、体制を広げることが出来ず、せっかく慣れて、良い対応をするようになっても辞めなければならないこともあります、定着が難しいため、受け入れたくとも受け入れられないということだった。

ただ、特別支援学校の児童はBOPを利用できない。新BOP（学童クラブ）の受け入れ対象にはなっているが、現在の利用は0である。

そこで、特別支援学校の子どもは、わんぱくクラブ（福祉制度による）等を利用している。特別支援学級の子どもも世田谷BOPを利用できない日は、わんぱくクラブ等を利用している、というのが現状である。

このようなわんぱくクラブ（福祉制度による）等が、障害児の放課後・休日活動のほとんどを支えているのが現状である。

#### (2) 横浜市

横浜市では、大口台小学校区の横浜キッズクラブの実施事例にあるように、特別支援学級の子どもたちも希望すれば小学校区で自然にあたりまえに全て参加できている。しかし、特別支援学校の子どもの参加はほとんどない現状である。そこで、特別支援学校でも放課後子ども教室を実施している。

##### ①本郷特別支援学校

横浜市のような先進地区においても、特別支援学校の子どもの参加は難しい。横浜市立本郷特別支援学校の例を挙げると、特別支援学校での充実した放課後子ども教室を実施しており、全国的にも先進事例の取り組みとして注目すべきものである。

現在の校長先生が教頭先生であった時期に開設した。やはり、最大の課題は、教員の意識の問題だったそうである。これを乗り越え、専用教室も確保し、地域の方々の参加を得て、子どもたちが楽しみにする放課後活動を実施している。

しかし、子供一人当たりの実施回数は週一回というのが精一杯という実情である。多くの子どもが登録し、これを月曜から金曜の5グループに分けて受け入れている。

安全管理員には地域の方々が関わり、大変良い対応をしているが、十分な数を確保できないのが、主な理由である。

---

また、本郷特別支援学校の子どもが居住地の小学校区の放課後子ども教室に参加できている例は、当然のようにほとんどない。このような実情が横浜のような先進的に実施している地区的状況である。いわんや、全国的には、まだまだ障害児の参加は困難である。

## ②金沢特別支援学校

県立の特別支援学校であり、横浜市以外の子どもも在籍しているが、横浜市の放課後子ども教室（はまっこ）を実施している。

## (3) 三鷹市、日野市、由布市、三春町等

全国の市町村でも、障害児が参加する放課後子どもプランの実施を推進している三鷹市、日野市、由布市、三春町等の市町村では、上記の世田谷区、横浜市のような現状と課題をほぼ共有している。

ただ、このような市町村では世田谷区や横浜市のような大都市よりも財政状況に困難が大きく、安全管理員等のスタッフを十分に確保して、障害児対応を充実させることが、なかなか出来ないのが現状である。放課後子ども教室の制度は大変柔軟であり、安全管理員等の時給や配置人数は、基本的に市町村（や都道府県）が自由に決める事になる。その予算の3分の1を国が、さらに3分の1を都道府県が負担する。市町村は3分の1だけを負担すれば良いのだが、それでも学童クラブのように見える形で障害児加配のような制度になっていないためか、十分な予算獲得をしていないのが現状である。

## (4) 大塚クラブ、郡山養護学校等、特別支援学校における放課後子どもプラン

以上のような小学校区における放課後子どもプランの現状と課題を踏まえ、特別支援学校における放課後子ども教室の実施も選択肢の一つとして拡充することも大切である。そして、これを基に小学校区の放課後子どもプランと交流を進めるなど、地域への移行を図りたい。

大塚クラブのように、盲学校、聾学校では、充実した放課後子ども教室を特別支援学校で実施している所がある。

肢体不自由校の子ども達は、特別支援学校の施設を使用することが、特に必要であることが多い。郡山養護学校では、放課後子ども教室をN P O法人が特別支援学校で実施し、音楽療法、からだづくり等の充実した活動をしている。ただ、医療的ケア等のこともあり、保護者同伴としている。

和歌山市の「おもちゃばこ」や福島県伊達市「ほばらっ子」は特別支援学校や特別支援学級の子どもに特別支援学校ではなく、地域のおもちゃばこや公民館で、放課後子ども教室を実施している。

## (5) 杉並区

放課後子ども教室の実施は今後の課題としているが、障害児は放課後児童クラブにおいて小4まで（必要なら小6まで）数多くの受け入れがあり、充実した活動をしている。専門家による巡回相談・指導もずっと以前から実施しており、成果をあげている。

中学以上の障害児や放課後児童クラブに行かない障害児等は「フォスター」[ぼぶけ]「猫のトランク」等の福祉制度による地域活動に参加している。（「サポートそら」等の移動支援や介護サービス等を組み合わせて）

## (6) 京都市

京都市の特別支援学校ではP T Aが中心に放課後・休日活動（川岡小わくわくクラブ等、）を実施しているが、センター機能と居住地交流が表裏一体の関係。特別支援教育の推進と個別の教育支援計画の策定が放課後・休日活動を促進している。

---

京都市では、小学校区の放課後子ども教室を実施したばかりで、現在障害児の参加はないが、今後、放課後子ども教室における障害児の参加が大きく進展する可能性がある。

## 2. 放課後児童クラブ（学童保育）への障害児の参加

平成15年度に障害児を受け入れている放課後児童クラブは全体の29.4%であったのに対し、平成19年度では37.8%と増加している。

### (1) 障害児の受け入れの拡充

放課後児童クラブにおける障害児への対応については体制が整えられ、様々な実施事例がある。障害児加配や研修の制度も有効に機能している。さらに障害児の受入数を拡大するためには、「保育に欠ける」要件の柔軟な運用、年齢制限の見直し等が必要である。また、放課後児童クラブの民営化によって、障害児の受入数の拡充や受け入れ体制の整備に問題が無いようにしなければならない。

障害児の子育てには極めて多くの困難があり、この状況を勘案した様々な配慮が必要である。区市町村の財政の枠の中でしか障害児を受け入れていない多くの現状が実在する。障害児の受入数の拡大のために、障害児の保護者の「保育に欠ける」要件について柔軟な対応ができるように運用の在り方を考える必要がある。

また、障害のない子の場合、一定年齢を過ぎれば、親が働いていても放課後の生活をすることが一定は可能になるかもしれないが、障害児はなかなかそうもいかない。

さらに、杉並区は放課後児童クラブを現在も区が直接実施し、障害児の受け入れを大幅に拡充すると共に、「学童保育」以外の児童・生徒の自由な利用も受け入れており、障害児の大切な活動の場になっている。しかし、多くの区市町村においては、民間委託の進行でそのようなことが困難になっている現状もある。

それから、全児童対策事業において、「放課後児童クラブ」の位置づけを明確にした上で「放課後子ども教室」と連携して放課後子どもプランを実施することが、障害児には参加しやすい活動になる。

### (2) 指導員の研修プログラムの充実と巡回相談の実施

障害児の放課後児童クラブへの入所が増える中で、指導員の障害児支援に対する専門性向上のための研修は不可欠である。研修プログラムがあるところは全体の15%程度である。巡回相談についても全体の12%程度である。この条件整備がさらに必要である。

## 3. 福祉制度を活用した放課後・休日活動

福祉制度を活用した放課後活動としては、障害者自立支援法によるタイムケア事業等を利用したもののが代表的である。現在、実際に利用している支援を見ても（平成20年8月の「立命館大学コミュニティプロジェクトの調査報告書」）、障害児の放課後・休日活動では、この制度の利用者が多い。しかしながら、今後の日中一時支援事業では、実施したくても手を挙げられない法人が少なくない。一方、東京都には都単独の通所等訓練事業があるが、これによって東京はかなり充実した放課後活動を行っているところが多い。

こうした中、平成20年7月22日の「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書では、「単なる居場所としてだけでなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な実施をするものについては、放課後のデイサービスとして、新たな枠組みで事業を実施していくことを検討」とすると記載された。障害児の放課後を豊かにするために、大きな期待を寄せているところであ

る。

報告書にある「子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な実施」を狭い意味で捉えてしまうと、多くの障害児の放課後活動が「新たな児童デイサービス」の枠組みで実施することができなくなってしまう可能性がある。障害児の豊かな成長発達は、限定的な「療育」にあるのではなく、主体的活動の中にこそある。知的障害教育のように、教科・領域を合わせた指導を実施している場合もある。より生活的、活動的な中で、成長発達を促進している。生活を中心とする子どもの主体的活動こそが必要な「療育的」活動であると解釈することが大切である。

子どもの放課後・休日活動を支えるのは日中一時支援事業である。たとえ新しいデイサービスが始まったとしても、この制度を利用して放課後活動を行うところは少なくないだろう。この制度の改良が不可欠である。日中一時支援事業を児童デイサービスに近づける改良をして広く促進することも重要である。

#### 4. 全体に係るものとして

##### (1) 特別支援教育の推進と放課後・休日活動促進

「個別の教育支援計画」は、教育、医療、福祉、労働等が、連携して障害児を支えるための支援ツールである。すでに全ての特別支援学校の児童生徒について策定されており、今後は、小学校等の新学習指導要領にも位置づけられたことから、より多くの障害のある児童生徒に策定されていくだろう。今後、多くの子どもが多様な場面でこれを活用することが、求められている。

また、特別支援学校が果たす小中学校等へのセンター的役割を徹底することが、特別支援学校と小中学校を結びつける。特別支援学校が小中学校等を支援することが、特別支援学校の子どもを小中学校等に理解してもらい、小学校区における活動への参加を促進する可能性が大きくなると考えられる（京都市の例）。

##### (2) 放課後子どもプランと日中一時支援事業等の連携

###### ①特別支援学校で放課後子ども教室を実施する場合

特別支援学校で放課後子ども教室を実施する際、参加する障害児が日中一時支援事業等を活用するということができないだろうか。今後の重要な視点の一つと考えている。

それには、一部の子どもに日中一時支援事業等を活用する場合もあり、全部の子どもに日中一時支援事業等を活用する場合もある。今後このような事例を意図的に実施し、全国に広げていくことが課題である。

###### ②小学校区の放課後子ども教室に障害児が参加する場合

この場合も、放課後子ども教室に参加する児童が日中一時支援事業等を活用するということができるだろうか。日中一時支援事業等の支援を受けている障害児が指導者と共に日中一時支援事業等に参加するのである。

日中一時支援事業等において分散して体制をとることが困難である等、課題がいくつか残るけれども、日中一時支援事業ではなく児童デイサービスの新たな枠組みが広く実施されることで、以上のことがより促進されるのではないか。重要な課題である。

## <資料>

<資料1> 放課後子どもプランの推進  
——放課後子ども教室推進事業——

<資料2> 社会保障審議会障害者部会報告（抜粋）  
——障害者自立支援法施行後3年の見直しについて——  
平成20年12月16日

<資料3> 特別支援教育の更なる充実に向けて（概要）  
(審議の中間とりまとめ)  
——早期からの教育支援の在り方について——  
平成21年2月

<資料1>

## 放課後子どもプランの推進(放課後子ども教室推進事業)

(20年度予算額  
21年度予定額(委託事業分)  
21年度予定額(補助事業分)) 7,765百万円  
127百万円  
14,261百万円の内数

- 学校の余裕教室や校庭等を活用し、地域の大人の協力を得て、子どもたちの安全で安心な活動拠点(居場所)を整備
- 放課後や週末等に、子どもたちに学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を実施



## 平成20年度「放課後子ども教室推進事業」実施予定箇所数

(単位:千円)

### 〔都道府県〕

No	区分	要国庫補助額		箇所数		市町村数	
		平成20年度	増減	平成20年度	増減	平成20年度	増減
1	北海道	29,582	11,499	67	25	39	15
2	青森県	31,765	12,285	84	26	24	1
3	岩手県	18,013	3,260	124	10	27	3
4	宮城県	7,223	2,623	34	10	11	3
5	秋田県	22,506	-2,610	101	-1	17	0
6	山形県	23,641	8,744	118	25	31	-1
7	福島県	31,657	6,420	116	15	35	-2
8	茨城県	63,586	22,231	155	32	26	5
9	栃木県	4,157	1,318	25	1	7	0
10	群馬県	18,193	7,055	83	5	19	3
11	埼玉県	46,793	14,636	225	70	32	11
12	千葉県	22,274	4,581	133	40	24	6
13	東京都	441,147	233,973	701	221	45	7
14	神奈川県	17,371	11,974	41	15	13	5
15	新潟県	11,059	3,575	57	21	17	3
16	富山県	20,918	-610	152	14	14	0
17	石川県	5,237	1,953	49	25	11	3
18	福井県	23,924	565	146	-8	15	0
19	山梨県	14,634	4,081	41	4	16	3
20	長野県	18,401	8,114	61	21	30	7
21	岐阜県	11,253	3,516	74	8	15	0
22	静岡県	10,096	1,793	69	13	22	0
23	愛知県	87,902	31,011	153	37	36	13
24	三重県	17,176	1,716	45	14	21	1
25	滋賀県	4,382	-321	39	9	11	4
26	京都府	25,015	12,399	75	20	21	6
27	大阪府	16,535	-24,237	421	86	36	2
28	兵庫県	39,915	1,838	203	22	34	2
29	奈良県	5,967	2,959	47	13	15	4
30	和歌山県	13,025	1,208	83	4	16	-1
31	鳥取県	8,888	3,933	38	13	8	2
32	島根県	35,138	7,407	143	11	16	1
33	岡山県	18,921	2,255	113	13	21	3
34	広島県	31,093	10,510	117	45	16	3
35	山口県	21,458	5,025	108	34	19	3
36	徳島県	20,657	6,998	60	16	13	2
37	香川県	12,165	7,125	32	19	14	6
38	愛媛県	6,349	2,614	33	12	9	3
39	高知県	21,174	6,166	52	11	23	7
40	福岡県	8,549	2,440	41	11	13	5
41	佐賀県	18,590	-3,401	113	5	20	2
42	長崎県	20,117	6,656	137	54	19	0
43	熊本県	13,623	7,292	68	37	36	4
44	大分県	15,085	4,061	107	20	13	1
45	宮崎県	18,529	11,249	37	21	18	4
46	鹿児島県	3,400	557	31	1	12	1
47	沖縄県	26,318	4,539	183	33	19	3
計		1,403,401	472,975	5,135	1,153	969	153

※「増減」は(平成20年度仮申請)ー(平成19年度の申請内容)である。

※ 盛岡市、柏市、西宮市、久留米市は平成20年度から中核市であり、  
平成19年度 要国庫補助額についてはそれぞれの都道府県に含まれる。

### 〔政令指定都市〕

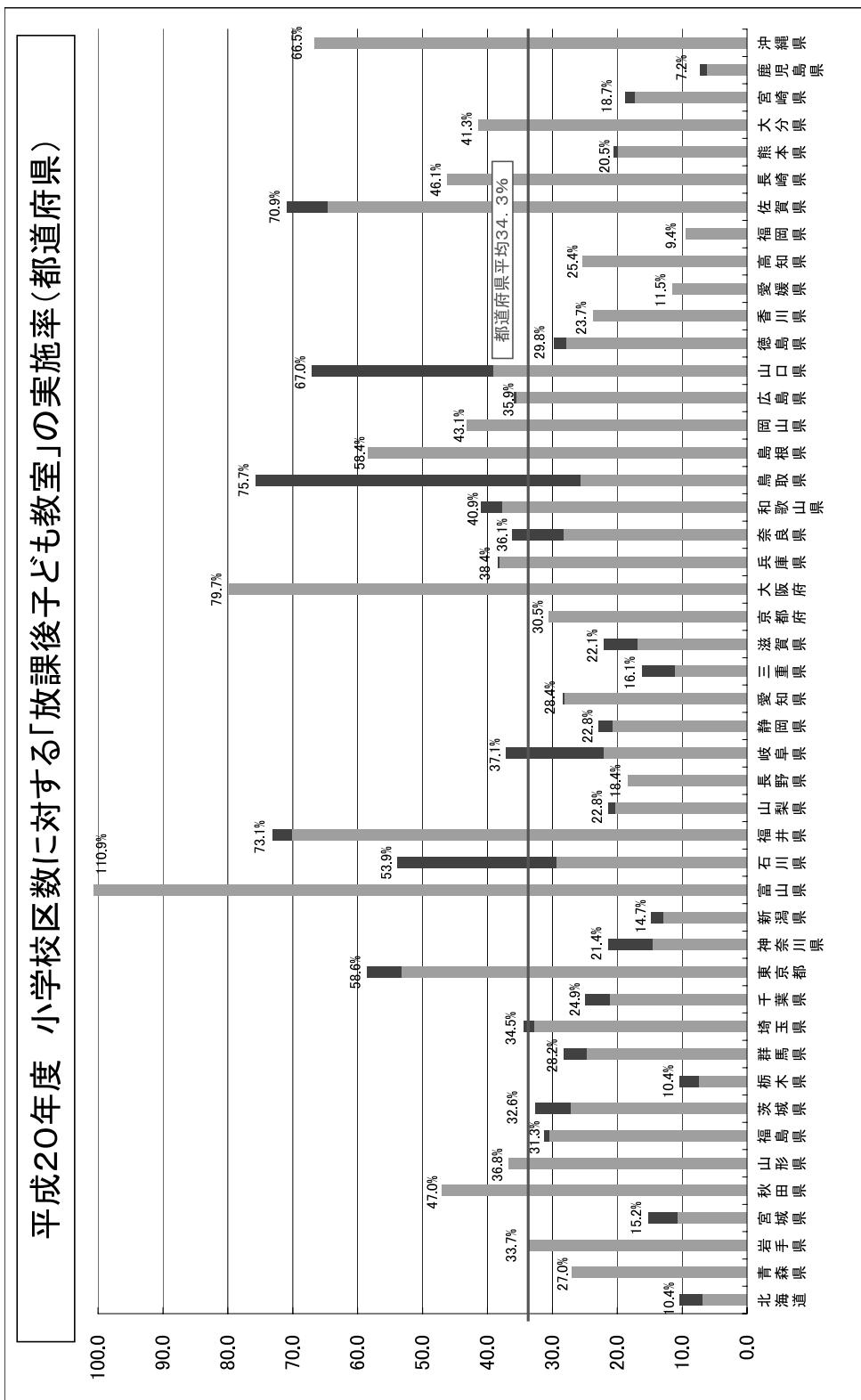
No	区分	要国庫補助額		箇所数	
		平成20年度	増減	平成20年度	増減
48	札幌市	186,659	77,087	138	12
49	仙台市	57,767	17,403	102	9
50	さいたま市	7,795	2,513	20	7
51	千葉市	6,841	-26	120	0
52	横浜市	681,054	110,710	354	5
53	川崎市	138,644	57,667	174	1
54	新潟市	11,269	1,881	39	4
55	静岡市	2,404	2,404	3	3
56	浜松市	0	-81	0	0
57	名古屋市	560,137	142,179	275	32
58	京都市	79,132	46,817	115	65
59	大阪市	340,709	189,548	298	1
60	堺市	23,630	5,915	13	4
61	神戸市	16,571	3,183	80	50
62	広島市	0	0	0	0
63	北九州市	10,621	-481	180	-78
64	福岡市	35,205	5,974	141	1
計		2,158,438	662,693	2,052	116

### 〔中核市〕

No	区分	要国庫補助額		箇所数	
		平成20年度	増減	平成20年度	増減
65	函館市	2,241	162	9	3
66	旭川市	1,385	456	3	0
67	青森市	11,015	1,091	8	0
68	盛岡市	802	802	6	0
69	秋田市	27,473	7,456	38	2
70	郡山市	1,513	1,054	2	1
71	いわき市	692	692	2	2
72	宇都宮市	4,633	3,578	6	4
73	川越市	0	0	0	0
74	船橋市	1,220	1,220	25	25
75	柏市	2,119	2,119	8	2
76	横須賀市	5,072	396	7	0
77	相模原市	5,085	4,993	3	3
78	富山市	4,762	-1,469	47	0
79	金沢市	300	300	6	6
80	長野市	7,765	5,026	7	-1
81	岐阜市	8,470	2,254	45	1
82	豊橋市	4,496	2,884	55	3
83	岡崎市	921	606	2	2
84	豊田市	1,783	1,783	10	10
85	高槻市	1,168	1,168	4	4
86	東大阪市	0	-4,668	0	-24
87	西宮市	559	559	1	0
88	姫路市	0	0	0	0
89	奈良市	7,332	5,724	10	5
90	和歌山市	2,933	-519	9	0
91	岡山市	6,383	1,384	60	13
92	倉敷市	1,185	1,096	6	6
93	福山市	2,509	7	50	15
94	下関市	3,261	-38	24	1
95	高松市	8,020	6,373	21	8
96	松山市	5,687	1,493	9	1
97	高知市	4,516	562	9	1
98	久留米市	1,056	1,056	1	1
99	長崎市	164	-69	0	0
100	熊本市	7,016	7,016	106	106
101	大分市	0	0	0	0
102	宮崎市	7,699	4,336	30	19
103	鹿児島市	3,863	3,863	5	5
計		155,098	64,746	634	224

### 〔都道府県 + 指定都市+中核都市〕

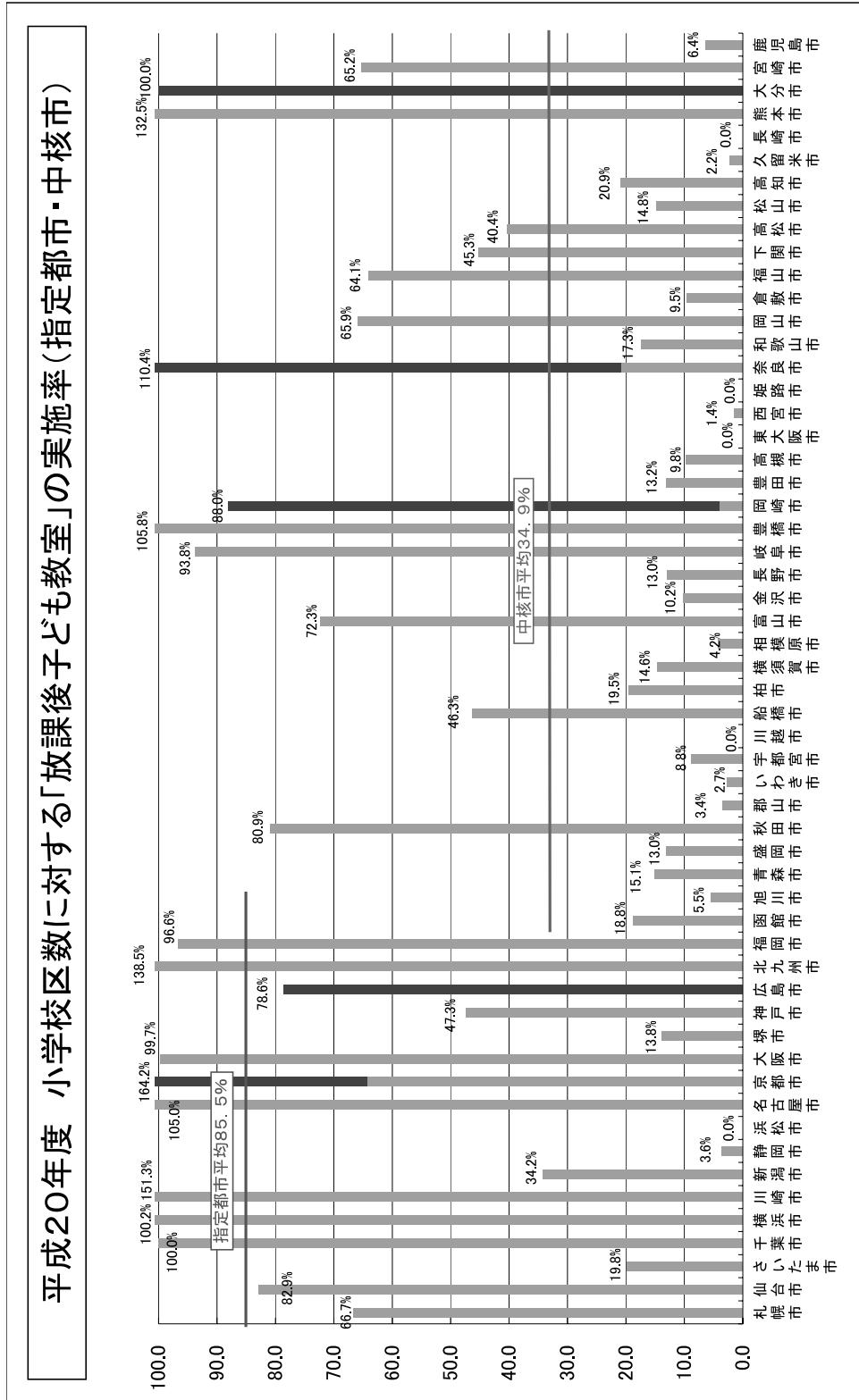
総計	要国庫補助額		箇所数		市町村数	
	平成20年度	増減	平成20年度	増減	平成20年度	増減
	3,716,937	1,200,414	7,821	1,493	1,019	163



… 平成20年度「放課後子ども教室」実施率  
… 補助金を受けずに市町村の単独事業として実施している事業の実施率

※ 本データは、平成20年度の「放課後子ども教室」実施予定箇所数、及び補助金を受けずに市町村の単独事業として実施している事業の実施箇所数を、  
平成20年度学校基本調査における公立小学校数(分校、0学級の学校を除く。)で除したものである。  
※ 一つの小学校区で複数の教室を実施する等により、数値が100%を超える場合もある。

平成20年度 小学校区数に対する「放課後子ども教室」の実施率（指定都市・中核市）



… 平成20年度「放課後子ども教室」実施率  
… 補助金を受けずに市町村の単独事業として実施している事業の実施率

※※ 本データは、平成20年度の「放課後子ども教室」実施予定箇所数、及び補助金を受けずに市町村の単独事業として実施している事業の実施箇所数を、平成20年度学校基本調査における公立小学校数(分校、0学級の学校を除く。)で除したものである。

## <資料2>

社会保障審議会 障害者部会 報告  
～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～（平成20年12月16日）  
(抜粋)

III 障害児支援（抄）

【基本的考え方】

- 障害児支援については、長らく全体的な見直しが実施されておらず、障害者自立支援法の制定の際、同法の附則において、施行後3年の見直しにおける具体的な検討項目の一つとされている。
- 障害児を取り巻く環境の変化を踏まえ、厚生労働省において「障害児支援の見直しに関する検討会」が開催され、本年7月に、今後の障害児支援のあるべき姿と具体的な施策について報告がまとめられている。
- これを踏まえ、障害のある子どもが心身ともに健全に育つ権利を保障とともに、「自立と共生」という理念の下、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりを目指し、以下の4つの基本的視点を基に、障害児支援施策について充実させていくべきである。
  - ① 子どもの将来の自立に向けた発達支援
  - ② 子どものライフステージに応じた一貫した支援
  - ③ 家族を含めたトータルな支援
  - ④ できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

(1) ライフステージに応じた支援の充実

ア 障害の早期発見・早期対応策

- （関係機関の連携による障害の早期発見・早期対応の取組の強化）
- 障害の早期発見・早期対応の取組を強化するため、各地域において、医療機関（産科、小児科）、母子保健、児童福祉、障害児の専門機関等の連携を強化し、可能な限り早期から親子をサポートしていく体制づくりを進めていくべきである。その際、地域自立支援協議会について、子ども部会を設置する等、活用を

---

図るべきである。

(「気になる」という段階からの支援)

- また、可能な限り早期から専門的な支援を行うことが子どもの発達支援の観点からも大切と考えられ、障害があると明確な診断ができないケースや、親が障害があることに気付き適切に対応できていないケースなど、「気になる」という段階から親子を支援すべきである。このため、障害児の専門機関が保健センターなど親子にとって身近な敷居の低い場所に出向いて行ったり、障害の確定診断前から発達支援サービスを体験的に利用できるようにしたりするなどの取組を進めていくべきである。

#### イ 就学前の支援

(障害児の支援の在り方)

- 障害のある子どもとない子どもができるだけ共に過ごしていくようにしていくことが大切である一方、障害児にとっては専門的な指導や支援を受けることも必要である。このため、保育所等における障害児の受入れを促進していくとともに、障害児の専門機関の機能について、保育所等の地域への支援の役割を強化していくべきである。

(障害児の保育所等での受入れ)

- 障害児の専門機関が保育所等を巡回支援していくことにより、保育所等での受入れを促進するとともに、これまで障害児通園施設等に通っていた子どもが円滑に保育所等に通えるようにしていくべきである。

(通所施設の地域への支援の役割の強化)

- 障害児の通所施設について、地域への支援の役割を強化していく観点から、地域に出て行って親子や保育士等を支援する機能や、発達障害など発達上支援が必要な子どもの相談支援を行う機能を十分に果たせるようにしていくべきである。

(通所施設の一元化)

- 障害児の通所施設について、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、一元化の方向で検討していくべきである。
- その際、現在、肢体不自由児通園施設において肢体不自由についての治療を

---

給付対象としていることを踏まえ、福祉型の施設と、肢体不自由についての治療も提供する医療提供型の施設とに分けて考えていくことが適切である。

- また、現在予算事業で行われている重症心身障害児（者）通園事業について、併せて法令上に位置付けて実施していくべきである。

#### ウ 学齢期・青年期の支援

（放課後や夏休み等における支援）

- 現在の経過的な児童デイサービスや日中一時支援事業について、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること等を踏まえ、単なる居場所としてだけではなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものは、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施することとすべきである。

（障害児の放課後児童クラブ等の受入れ）

- 一般施策である放課後児童クラブ等においても障害児の受入れが拡大しているところであり、今後、障害児の専門機関が放課後児童クラブ等に対して巡回支援していくことにより、障害児の放課後児童クラブ等での受入れを促進していくべきである。

（卒業後の就労・地域生活に向けた関係施策の連携）

- 学校卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育・福祉・就労施策の連携を強化し、例えば学校の在学中から、体験的に就労移行支援事業等を利用することを進めていくべきである。

### （2）相談支援や家族支援の充実

#### ア ライフステージを通じた相談支援の方策

（市町村を基本とした相談支援体制の構築）

- 障害児には、ライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、このため、市町村を基本として、それを障害児の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を、地域の実情に応じて構築していくべきである。

- 
- また、障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で相談支援が行われることが必要であり、障害児の専門機関が保健センターなど親子の身近なところに出向いていったり、障害児の専門機関を気軽に行きやすい場とするため名称を改めたり（例：子ども発達支援センター）する等の工夫が必要である。

（関係機関の連携強化）

- さらに、地域自立支援協議会の活用等により関係機関の連携システムを構築し、特に学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいて、支援の切れ目が生じないよう連携強化を図っていくべきである。

（個別の支援計画の作成・活用）

- あわせて、ケアマネジメントの観点から、サービス利用計画作成費を活用するなどし、必要に応じて当事者の参加を得ながら、各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくのかを盛り込んだ「個別の支援計画」づくりや関係者による支援会議の開催を進めていくべきである。その際、例えば、関係者による支援会議を他の分野の会議と合同で開催するなど、教育や就労等の分野と連携して取り組んでいくことが必要である。

イ　家族支援の方策

（家族に対する養育方法の支援）

- 障害児の家族が、障害の発見時に適切に対応していくことや、その後の養育の能力を高めていくことを支援するため、①ショックや不安を抱えている保護者に対する専門家による心理的なケアやカウンセリング、②専門機関による家庭における養育方法の支援、③保護者同士の交流や障害児のきょうだいに対する支援の促進など、家族を含めたトータルな支援を図っていくべきである。

（レスパイトの支援等）

- また、子どもから一時も目が離せない等の状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽減し、ぎりぎりまで頑張って在宅で育てられなくなるということを防ぐため、ショートステイの充実等、レスパイト（一時的休息）の支援を図るべきある。
- あわせて、障害児がサービスを利用した場合の利用料の軽減措置を更に継続するなど、家族の負担能力を踏まえた配慮を行うべきである。

<資料3>

## 特別支援教育の更なる充実に向けて(概要)

(審議の中間とりまとめ)

～早期からの教育支援の在り方について～

平成21年2月12日

特別支援教育の推進に関する  
調査研究協力者会議

### 特別支援教育の更なる推進のための基本的な考え方

- 障害のある子どもに対する多様な支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、特別支援教育の理念の実現を図る。

### 1. 早期からの教育相談・支援の充実

- 教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能等の十分な活用を図るとともに、体制整備や専門性の向上、医療、福祉、保健等関係機関との連携による情報共有化等を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図ることが必要。
- 幼稚園での個別の教育支援計画の作成・活用等を推進するため、教育委員会が首長部局等と連携しつつ、専門家チームの派遣や教員研修の機会を提供するなど、幼稚園等に対する支援を充実することが必要。

### 2. 就学指導の在り方

- 幼児教育段階から、義務教育への円滑な移行を図るために、市町村教育委員会が幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して就学移行期における個別の教育支援計画(※)を作成する。
- 障害のある子どもが就学する学校について、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、障害の程度が「就学基準」に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して決定する仕組みとする。

(※)作成範囲：障害に応じた教育支援を必要とする者について必要に応じて個別の教育支援計画を作成すること目指しつつ、当面は、就学基準に該当する程度の障害がある場合に原則として作成。

(参考：現行制度)障害の程度が、学校教育法施行令に定める「就学基準」に該当する場合、原則として特別支援学校に就学し、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める場合は、認定就学者として小・中学校に就学。

- 就学する学校の決定は、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて保護者との共通認識を醸成し、保護者の意見を十分に踏まえることを前提として、制度としては義務教育を実施する責任を有する教育委員会が決定することとし、就学後も継続的な就学相談・指導を行うなど適切かつ柔軟できめ細かな対応を行うことが必要である。

### 3. 継続的な就学相談・指導の実施

- 小・中学校、特別支援学校における個別の教育支援計画作成を推進し、就学後においても個別の教育支援計画の定期的な見直し等を通じた継続的な就学相談・指導を実施。

### 4. 居住地の小・中学校とのかかわり

- 特別支援学校に就学する児童生徒が、居住地の小・中学校との交流を深めるための取組(東京都の副籍、埼玉県の支援籍など)について、国においても指針を示すこと等により促進。

### 5. 市町村教育委員会等の体制整備

- 市町村教育委員会等が適切な教育支援を行うためには、教育委員会に特別支援教育の経験豊かな職員を配置したり、退職教員を非常勤職員等として配置したりするなどの体制整備を図ること等が必要。

### 6. 障害者の権利に関する条約

- 上記のように、障害のある子どもに一貫した教育支援を行うべく、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて特別支援教育の一層の充実を図ることは、条約が求める障害者を包容する教育制度(インクルーシブ・エデュケーション・システム)の実現にも沿うもの。

# 「障害のある子どもの放課後・休日活動促進事業」委員会

## 運営委員

渡邊 健治 (東京学芸大学教授、本事業代表)  
高山 嘉通 (東京都特別支援学校PTA連合会長、本事業委員長)  
岩井 雄一 (全国特別支援学校校長会長)  
瀧島 順一 (全国特別支援学級設置学校校長協会会長)  
金子 健 (全日本手をつなぐ育成会副理事長、明治学院大学教授)  
田中藤太郎 (東京都知的障害者育成会事務局長)  
市川 健一 (東京都特別支援学校校長会長)  
宮崎 英憲 (東洋大学教授)  
北沢 清司 (高崎健康福祉大学教授)  
林 和治 (多摩少年院長)  
山岡 修 (日本発達障害ネットワーク副代表)  
西牧 謙吾 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員)  
島 治伸 (徳島文理大学教授)  
内海 淳 (秋田大学教授)  
蓑毛 良助 (鹿児島国際大学大学院教授)  
西間木 薫 (福島県立盲学校長)  
對馬 礼子 (青森県立盲学校長)  
尾崎 祐三 (東京都立南大沢学園校長)  
松崎 紀一 (横浜市立本郷特別支援学校校長)  
兵馬 孝周 (東京都立調布特別支援学校校長)  
土井 富夫 (東京都立城北特別支援学校校長)  
大木 豊 (東京都立港特別支援学校校長)  
鈴木 和彦 (東京都立中野特別支援学校校長)  
細野 満里 (東京都立八王子特別支援学校PTA会長)  
梅川百合子 (東京都立青鳥特別支援学校PTA会長)

## 作業委員

馬籠 裕二 (東京都立青峰学園校長)  
松浦隆太郎 (杉並区立済美養護学校校長)  
春口 明朗 (明治大学講師)  
永田 直子 (東京都知的障害者育成会教育部会代表)  
金親恵美子 (東京都立高島特別支援学校PTA)  
野原 恵 (東京都立高島特別支援学校PTA)  
紺野恵美子 (東京都立王子第二特別支援学校PTA)

## オブザーバー

丹羽 登 (文部科学省特別支援教育課調査官)  
青木 建 (厚生労働省障害福祉課専門官)  
柳澤 邦夫 (厚生労働省育成環境課専門官)  
檜山 正 (東京都教育庁生涯学習課長)  
小池 一水 (東京都教育庁生涯学習課主任)  
半澤 嘉博 (東京都教育庁特別支援学校教育担当課長)  
中西 郁 (東京都教育庁義務教育特別支援教育指導課統括)  
奈良 亮 (東京都福祉保健局自立生活支援課課長補佐)

## 事務局

伊藤 友彦 (東京学芸大学教授)  
藤野 博 (東京学芸大学准教授)  
小笠原 恵 (東京学芸大学准教授)  
濱田 豊彦 (東京学芸大学准教授)  
渡辺 和弘 (竹早教員保育士養成所学生部長、東京学芸大学講師)  
丸井 曜子 (東京学芸大学附属特別支援学校教諭)  
法月 恵里 (東京都立調布特別支援学校主幹)  
原 智彦 (東京都立あきる野学園主幹)  
深井 敏行 (東京都立足立特別支援学校主幹)  
菊地 直樹 (東京都立あきる野学園主幹)  
小笠原まち子 (東京都立青鳥特別支援学校教諭)  
小田部 恵 (東京都立あきるの学園教諭)  
小野寺 肇 (東京都立中野特別支援学校教諭)  
須田 和弘 (東京都立青鳥特別支援学校教諭)  
松原 茂 (東京都立八王子東特別支援学校教諭)

## 協力機関

全国特別支援学校校長会 文京区湯島1-5-28  
全国特別支援学級設置学校校長協会 文京区湯島1-5-28  
全日本手をつなぐ育成会 港区西新橋2-16-1  
東京都知的障害者育成会 新宿区西新宿8-3-39  
東京都特別支援学校校長会 町田市野津田町2003  
東京都特別支援学校PTA連合会 豊島区巣鴨4-20-8

## 事務担当 (文部科学省との連絡担当)

学校法人竹早学園 竹早教員保育士養成所 渡辺和弘  
〒112-0002 東京都文京区小石川4-1-20

(役職は平成21年3月現在)

平成20年度 文部科学省委託  
総合的な放課後対策のための調査研究

---

障害のある子どもの  
放課後・休日活動促進事業

---

報 告 書

平成21年3月

東京学芸大学特別支援教育研究会  
〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1  
東京学芸大学 特別支援科学講座  
渡邊健治研究室